

平成27年3月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社ネクストジェン
代表者名 代表取締役社長 大西 新二
(JASDAQ・コード3842)
問合せ先 取締役管理本部長 天田 貴之
(TEL. 03-5793-3230)

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 27 年3月 19 日開催の取締役会において、平成 26 年3月 25 日開催の当社第 13 回定時株主総会の決議によって承認されました新株予約権の募集事項決定の委任に基づき、当社取締役および当社の従業員に対し、ストックオプションとして下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由
当社取締役及び当社の従業員に業績向上や企業価値を高めるためのインセンティブを与えることを目的とし、金銭の払込みを要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の名称
株式会社ネクストジェン第6回新株予約権
3. 割当の対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	1名	70個
当社従業員	58名	450個
合計	59名	520個
4. 新株予約権の割当日
平成 27 年3月 19 日
5. 新株予約権の目的である株式の種類および数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、100 株とし、新株予約権の行使により交付される株式の数は、当社普通株式 52,000 株とする。なお、付与株式数は、新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
6. 新株予約権の総数
520 個とする。このうち取締役を付与対象とする新株予約権数は 70 個とする。

7. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

8. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり 136,000 円(1株当たり1,360 円)

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

行使価額は新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、割当日の終値とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

また、新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数による増加株式数}}$$

9. 新株予約権を行使することができる期間

平成 30 年3月 20 日から平成 32 年3月 19 日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

10. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時においても、当社取締役及び当社の従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役が任期満了により退任した場合、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

②その他の行使の条件は、当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

13.新株予約権の行使により発生する端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

14.新株予約権の取得に関する事項

- ①当社は、新株予約権者が上記 10. による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとする。

15.組織再編行為時における新株予約権の取扱い

合併等による組織再編に際して定める契約書又は計画書等に次に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該合併等の比率に応じて、当該株式会社の新株予約権を交付する。

- ①合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社
- ②吸収分割
吸収分割する株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
- ③新設分割
新設分割により設立する株式会社
- ④株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ⑤株式移転
株式移転により設立する株式会社

以上